

発行者 〒346-0002
埼玉県久喜市野久喜 549-1-810
社会保険労務士まつもと事務所
社会保険労務士
年金コンサルタント
第一種衛生管理者

松本 陽子

TEL 0480-25-0378
FAX 0480-53-6432
メールアドレス yoko@matsumoto5.com
ブログ http://blog.goo.ne.jp/zxcv_1971
(女社労士松本陽子の法律問答)
自作ホームページ <http://matsumoto5.com/>

まつもと事務所の

げんき便り

平成二十一年二月

第十一号

(二月十日発行)



☆ ご挨拶 ☆
二〇〇八年中は、皆様いろいろなとお世話になり、感謝しています。
お会いする方々とのお話の中で様々な気付きのあった一年でした。二〇〇九年は、よりお役に立てるよう、仕事の上で創意工夫をしていきたいと思っています。どうぞ宜しくお願いいたします。

法律の変わり目

雇用加入期間一年未満でも失業の給付が支給されることがあります。

平成十九年十月より、自己都合で退職した人が失業の給付を受けるためには、雇用保険の加入期間が一年以上であることが条件となりましたが、(それまでは6カ月)、自己都合退職であっても、本人の体調問題、家族の転勤、介護など、特別の理由の場合などは、加入期間六カ月以上十二月未満でも失業の給付を受給できることがあります。詳しく知りたい方はご連絡ください。



☆ まつもと事務所からのご連絡 ☆

<顧問先の皆様へ>

ホームページ上に、顧問先様専用ページとして、当事務所で作成した書式ひな型をお使い頂けるページを作成中です。「書類作成の時間短縮」のために、ぜひご利用いただきたいと考えています。こんな「書式を作ってほしい」というご要望がありましたら、ご連絡ください。なお3月1日からお使い頂けるように準備しています。

<最近のまつもと事務所の活動について>

- ・ 新規ブログ「女性社労士松本陽子のファイトな日々」1月から更新開始。日々感じたことをつづっています。アドレスはこちら → <http://ameblo.jp/sr53/>
- ・ さいたま市田島公民館主催女性の就職セミナーで「働く女性の法律」について講演しました(2月3日)
- ・ 埼玉県社会保険労務士会にて、自主研究会の発表で、年金相談業務部会の一員として年金記録問題について発表しました(2月7日)



六〇歳からもらえ
るものは年金だ
け？

顧問先の従業員の方
が、「六〇歳をなつた」・
「六〇歳過ぎの人を採用
した」というときは、雇
用保険から、在職中に支
給される「高年齢雇用繼
続給付」に該当するか否
かを確認しています。

この給付の条件の一例
として、六〇歳時点で五
年以上雇用保険に加入し
ている人が、六〇歳から
六四歳までの間の給料
が、六〇歳時点と比べて
七五%未満に下がったと
きに、六〇歳から六四歳
の間の実際に支払われる
給料の最大一五%が支給
されます。

年金の話

知っておきたい

「働きながら、年金と雇用保険
を同時のもらう方法」

具
体的な金額
は？

例えば、六〇歳時点
で過去六ヶ月の給料の
平均が四〇万円だった
人が、同じ事業所で再
雇用されたり、別の事
業所に転職したりし
て、給料が二〇万円に
下がった場合は、給料
が五〇%下がったこと
になります。雇用保
険からは、二〇万円に
一五%を掛けた「三万
円」が、支給されます。
六〇歳から六四歳の六
ヶ月受給したとする
と一八〇万円になりま
すし、この給付は非課
税ですから、該当する
場合はぜひ申請した方
がよいです。

年金もあわせて
もらうの？

六〇歳以降も厚生年
金に加入しながら働く
人は、六〇歳以降に支
給される老齢厚生年金
が一部カットされるこ
とがあります。雇用保
険の「高年齢雇用継続
給付」が支給される場
合は、さらにその老齢
厚生年金がカットされ
ます。(最大で標準報酬
月額の一六%)。上の事例
の場合は、二〇万円の
六%の一萬二千円がさ
らに年金からカットさ
れます。ただし、雇用
保険から三万円が支給
されることので、差し
引き一萬八千円が残り
ますので、年金・雇用
保険の両方を受給する
方がお得です。



しじばの花束

『できない理由より、でき
る方法を考えよう』。

新入社員で入った会社の社訓
で、聞いたとき、「なるほど」
と思えました。確かに「できな
い」といつてしまうとその先の
広がりがなくなってしまうし、
「他に方法はないか」と考える
ことで仕事に面白みが増してき
ます。

今の仕事は、法律や運用を詳
細に調べることによつて、一見
「できない」ことも「できる」
状態になることがあるので、常
日頃の勉強と探究心は欠かせな
いと思っています。

【助成金】のご連絡

平成 20 年中に新たに実施された助成金の一部をご案内します。気になる助成金がありましたらご連絡下さい

1. 中小企業緊急雇用安定助成金

【主な受給の要件】

- (1)[1]最近3ヶ月の売上高又は生産量がその直前3ヶ月又は前年同期比で減少していること。
[2]前期決算等の経常利益が赤字であること(生産量が5%以上減少している場合は不要。)
- (2)従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと等
- (3)3ヶ月以上1年以内の出向を行うこと

【受給額】

○休業等

休業手当相当額の4/5(上限あり)

支給限度日数:3年間で300日(最初の1年間で200日分まで)

教育訓練を行う場合は上記の金額に1人1日6,000円を加算

○出向

出向元で負担した賃金の4/5

2. 介護未経験者確保等助成金

【主な受給の要件】

- (1)介護未経験者確保等助成金は、介護関係業務の未経験者を、雇用保険一般被保険者(短時間労働者を除く。)として雇い入れた場合で、1年以上継続して雇用することが確実であると認められること
- (2)対象となる「介護関係業務の未経験者」の該当者は以下のとおり。

- ・前職(介護関係以外)を辞職して求職中
- ・年長フリーター
- ・主婦の方

【受給額】

- 未経験者1人につき、雇い入れから1年間に最大50万円

3. 中小企業人材能力発揮奨励金

1.概要

IT化等を活用して雇用環境の高度化を図るための設備投資を行い、新たに必要な人材を雇い入れた場合に、当該事業に要した費用の一部を助成します。

2.支給額

必要な人材を1人雇い入れた場合

設備投資に要した費用の1/4(小規模事業者は1/3)

必要な人材を2人以上雇い入れた場合

設備投資に要した費用の1/3(小規模事業者は1/2)

いずれも、1,000万円(小規模事業者は1,500万円)を限度とします。

4. 職場意識改善助成金

1.概要

この制度は、中小企業における労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進することを目的にしたものです。そのため、職場改善に係る2カ年の計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業事業主に対して、助成金を支給する制度です。

2.支給額

最大150万円

5. 70歳定年引上げ等モデル企業助成金

1.概要

70歳以上まで働ける制度を導入する、あるいは70歳以上まで働くことができるあらたな職域の拡大などを行うモデル的な取り組み等を実施した事業主に、その費用を助成

2.支給額

実施に要した費用の2分の1。ただし上限は、500万円。

秘するが花 七

彼、世阿弥の生涯は、愛されすぎた者の悲劇につきます。

愛されなくなつた後は、愛された追憶に生きるしかありません。世阿弥の場合も愛される方も徹底的であったが、晩年の佐渡への配流と、落差が激しい。人間の運命を劇的に体現した人です。

でも、ひよつとしたら、もはや、世間の評判などを気にする必要なくなり、むしろ、ほっとしたとも考えられます。佐渡での世阿弥は、甘美な追憶に生きる安らかな日々を送っていたのかもしれない。

(芸術新潮二〇〇〇年六月「元祖・美少年アイドル 世阿弥に学ぶ」堂本正樹責任編集より)

越谷市男女共同参画支援センター登録団体

ai(あい)グループ代表

社会保険労務士 横山清春

『社長の疑問』 答え隊！

- うちの会社は業務の都合上、1日の労働時間を12時間、週3日勤務にしていきたいのだけれど、その場合8時間を超えた分は、残業代として割増賃金を払わなくてはならないのでしょうか。

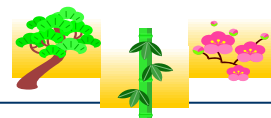
経営者・人事・総務担当者が感じる(と思う)疑問にダイレクトに答えるコーナーを作りました。「疑問」がありましたら、ぜひ、お寄せください。

答え：通常、労働時間が8時間を超えた分については、25%以上の割増賃金を払わなくてはなりません、業種によっては、1日8時間、週40時間という労働時間がなじまない場合があります。その場合、例えば、1ヶ月を平均したら週40時間におさまる、1年を平均したら週40時間におさまる、というようにシフト表を作り、使用者と労働者で協定を結ぶことにより、1日8時間を超えた場合でも法違反とはならず、そのシフト表の範囲内ならば、たとえ1日12時間勤務でも、割増賃金を支払わなくても済みます。なお、この協定は、労働基準監督署への届出が必要となりますので、ご相談頂いた際は、時間設定についてのご相談から、労働基準監督署への届出まで、対応しています。



働く人の法律問答

従業員が出産するときの注意点



マツ社労士はウメ従業員から、こんな質問を受けました。

ウメ従業員 :先日、タケ社長から、出産・育児について、マツ社労士さんに、よく聞いておくように言われて。休みの期間のことは聞いたのですが、休んでいる間に、もらえるものがあるとか。

マツ社労士 :はい。まず、出産前6週間、出産後8週間は、健康保険から、出産手当金があります。出産手当金は、その産前産後休業のうち、仕事せず、お給料がでなかった1日について、給料1日分の66%が支給されるものです。

ウメ従業員 :それでは給料が月30万なら、1日1万円だから、その66%とすると、6,670円もらえるということですね。

マツ社労士 :はい、そうです。産前産後は、98日だから、653,660円もらえることになります。出産が遅れた場合、その分も追加で支給されますよ。出産すると出産育児一時金として38万円も支給されます。

ウメ従業員 :産後休業が終わってからは、1歳までは育児休業を取りたいのですが、この間は何かもらえるんですか？

マツ社労士 :はい。雇用保険から、育児休業基本給付金として、1ヶ月あたり休業前の給料の30%がもらえます。給料30万円だった人は1月9万円、10ヶ月休むとして90万円ですね。育児休業が終わって半年たっても、会社を辞めなかったらまた職場復帰一時金として、いつもお世話になっております。いまのところ60万円が支給されます。

ウメ従業員 :全部で約253万円ですね。給料がなくても、給付ができるのはありがたいですね。休業中は給付でやりくりして、また元気に職場復帰できるようにします。申請に必要な書類があったら準備しますね。

編集後記

本は、ただ読むだけでなく、小さな一つでも実行しなくては。二〇〇九年もいろいろとチャレンジしていきたいと思っています。どうぞ宜しくお願いします。

ところ……。啓発

内容は、とても好感の持てる内容でした。

昨年、私の周りでは、「カマ本」がちよつとしたブームでした。正確にいうとオットの本棚に勝間和代さんの「勉強法」の本があったり、実家では、母が大人買い(数冊まとめて購入)してたり、雑誌のアエラにインタビューが載っていたりで、彼女の本を読む機会が多かったのですが、いずれも「真剣に取り組んできた分野」を分かりやすく伝えようという意思が伝わってきて、とても好感の持てる内容でした。